

2012～2014年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2018年12月21日に資源エネルギー庁から公表された「事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について（お知らせ）」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書の提出方法等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得し、2016年7月31日までに旧一般電気事業者と接続契約を締結しており、かつ、後述2の提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しない発電事業者さま

※ 当該改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL：http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

2 従来の調達価格の適用を希望される場合の提出期限

系統連系工事着工申込書の受付は2019年1月11日から開始いたします。従来の調達価格の適用を希望される場合の提出期限は以下のとおりです。

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領する必要がありますので、遅くとも2019年2月1日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも国により後日公表される提出期限（2019年8月末目途）までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

従来の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも国により後日公表される提出期限（2020年2月末目途）までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

※ 上記提出期限を過ぎてからご提出された場合、従来の調達価格の適用を希望される場合の受領期限までの受領が保証されませんので、ご注意ください。

3 ご提出方法等

(1) 系統連系工事着工申込書

別紙1をA3サイズ用の紙に印刷の上、必要事項をご記入ください。

URL：http://www.yonden.co.jp/energy/n_ene_kounyu/renewable/pdf/pv_important_news_1901_yo.pdf

(2) 記入方法

記入例（別紙2）をご参照ください。

URL：http://www.yonden.co.jp/energy/n_ene_kounyu/renewable/pdf/pv_important_news_1901_re.pdf

(3) 提出先

当社管轄事業場のお客さまセンター

※発電設備の設置場所によって異なります。管轄事業場は以下をご確認ください。

URL：http://www.yonden.co.jp/corporate/b_esta/index.html

(4) 提出方法

郵送にてご提出ください。なお、後日、当社が系統連系工事着工申込書の写しに受領日等を記載して返送いたしますので、必ず返信用封筒（切手貼付済、送付先住所および宛先記載済みのもの）を同封ください。

※郵送の到達確認はしておりません。到達を確認されたい場合は書留等でご郵送ください。

(5) 提出後の流れ

系統連系工事着工申込書ご提出後の流れは以下となります。

- ①系統連系工事着工申込書の到着
- ②当社による内容確認 ※
- ③申込書の受領
- ④受領日および系統連系開始予定日の回答

※ 記載内容に漏れや誤りがある場合、工事費負担金のお支払いがなされていない場合、当社とのご契約者以外の方からのお申込みの場合等、申込内容に不備がある場合は申込書を受領できませんので、十分にご確認の上ご提出ください。

4 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い（2MW以上）

前述1の対象のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては、以下の2018年12月5日付「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について（修正点の概要）」をご確認ください。

URL：<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/1812005004-2.pdf>

当該例外措置を希望する場合、前述2の提出期限までに系統連系工事着工申込書に加え、各地方経済産業局から通知される「適用除外確認書」の写しをあわせてご提出いただく必要がございます。「適用除外確認書」の取得方法につきましては、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL：http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227_mikado.pdf

5 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。前述2の提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただきますようお願いいたします。
また、改めて系統連系工事着工申込書をご提出された日が、前述2の提出期限を超えた場合は、従来の調達価格を適用するための受領期限までの受領が保証されませんので、ご注意ください。
なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になっている場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きが必要となります。系統連系工事着工申込書は当該変更手続き後にご提出ください。
- (2) 系統連系工事着工申込書の受領後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を弊社へご提出いただく必要がございます。この時、調達価格は、改めてご提出された系統連系工事着工申込書の受領日より判定されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日および系統連系開始予定日は、当社が系統連系工事着工申込書の記載内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、前述2の提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出されない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書をご提出いただく必要があります。
- (5) 当社が、系統連系工事着工申込書の受領後にお知らせする系統連系開始予定日は、系統連系工事着工申込書受領の時点で当社が供給工事に着手した場合に予定する連系日となります。このため、その後の系統状況の変化や他の発電設備等の連系に係る工事の状況等により実際の連系日が異なる場合があります。（実際の連系日は別途調整させていただきます。）
- (6) 当社の系統連系工事開始後に工事の中断や取下げ等をされた場合は、工事の中断や取下げにより発生した損害および現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 当社以外の小売電気事業者と受給契約を締結し売電予定の場合、系統連系工事着工申込書は当該小売電気事業者を介して当社の託送サービスセンターにご提出いただくこととなります。具体的な提出期限や提出方法については、当該小売電気事業者にご確認ください。
- (8) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]